

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

## ◇ 相続人申告登記制度

**Q** : 相続登記の申請義務化が始まったようですが、遺産分割がまとまりそうにありません。どうしたらいいですか？

**A** : 相続人申告登記を行います。

### 【解説】

相続登記の義務化制度が始まり、相続人が、不動産(土地・建物)を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしなければならず、正当な理由がないのに相続登記をしない場合は、10万円以下の過料の対象となります。

相続登記の義務化は令和6年4月1日から始まりましたが、同日より前に相続した不動産で相続登記がされていないものも、義務化の対象になります。

なお、令和6年3月31日までに不動産を相続で取得したことを知った場合は、令和9年3月31日までに相続登記をしなければ過料の対象となります。

ところで、お尋ねのように遺産分割がまとまらず、登記期限までに登記できない場合ですが、この場合には、相続人申告登記という制度がありますので、対象となる不動産を特定して、所有権の登記名義人について相続が開始した旨及び自身がその相続人である旨を期限内に一定の書類を添付して登記所に申し出ると、登記義務を履行したものとみなされることになっていますので、相続登記の義務の履行期限が迫っている場合などは、この制度を利用するといいでしょう。なお、この相続人申告登記は、申出をした相続人についてのみ適用がありますので、注意してください。

